

令和7年度 守谷市放課後こども総合プラン 自己評価チェックシート

施設名 松前台小学校放課後子ども総合プラン

守谷市放課後こども総合プランの自己評価は、評価基準をこども家庭庁「放課後児童クラブ運営指針(令和7年1月改定)」とし、施設運営の実情に応じて、放課後こども教室及び学校をはじめとする他施設や地域との連携を踏まえた運営について、一定期間を振り返って評価するものとします。

<自己評価チェックの進め方>

- 各施設単位で、運営の内容について確認してください。
- 各チェック項目について育成支援の記録を見ながら振り返ってください。
- その際、別紙「自己評価チェックリスト」にある『評価の着眼点』を目安にしてください。また、併せて、「放課後児童クラブ運営指針解説書」も参考にしてください。なお、各チェック項目の設問は、運営指針の指針項目に基づいています。
- 各チェック項目を振り返った結果は、以下の要領で「結果」欄に記入してください。
- 例えば「○:できている(評価の着眼点の事項がすべてできている)」「△:一部できている(評価の着眼点の事項が一部できている)」「×:できていない(評価の着眼点の事項がほとんどできていない)」といった段階で記入してください。なお、評価に該当しない場合は、「-:該当しない(評価対象に当てはまらない)」を記入してください。
- 、△、×すべての評価について、その結果に至った理由(評価が△、×だった場合は、改善に向けた対策案など)をコメント欄に必ず記入してください。(100字以内)職員間で評価結果や気づき、より良い育成支援の視点を共有する際に役立ちます。

I 運営指針:総則とそれに直接付随する項目【=第1章、第2章、第7章に対応する項目】

区分		チェック項目	結果	コメント	
第1章 総則	1 趣旨	○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	研修やミーティングで話し合うことにより理解できている	
	2 放課後児童健全育成事業の役割	○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の役割を理解している。	○	研修やミーティングで話し合うことにより理解できている	
	3 放課後児童クラブにおける育成支援の基本的責任	(1)放課後児童クラブにおける育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	研修やミーティングで話し合うことにより理解できている
		(2)保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等の関係機関と連携している。	○	学校や保護者の方とは常に連携を心掛けている
		(3)放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	研修やミーティングで話し合うことにより理解できている
(4)放課後児童クラブの社会的責任		○放課後児童クラブの社会的責任、子どもの権利や人権に配慮することを理解し、職員間で共有している。	△	支援員の理解度に差がある。さらに研修を受講したり話し合うことにより意識を高めていきたい	
第7章 職場倫理及び事業内容の向上	4 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得る育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。	○	研修やミーティングで話し合うことにより理解できている
		(2)法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。(子どもや保護者の人権配慮、児童虐待等の禁止、守秘義務を遵守する。関係法令に基づき個人情報情報を適切に取扱い、プライバシーを保護する等。)	○	内容を共有し迅速に対応できるように心掛けている
	5 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	内容を共有し迅速に対応できるように心掛けている	
	6 事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	ミーティングの場を活かしてより良い職員集団を作るように心掛けている
		(2)研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。(性暴力防止を含む)	○	環境は整えられている
		(3)運営内容の評価と改善	○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	○	毎年の保護者アンケートや自己評価を実施し、結果を公表してどのような取り組みをしているのかを明らかにし、事業内容の向上や改善を図るように心掛けている
7 子どもの発達理解	○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、配慮が必要な子どもへの支援体制の整備、育成支援を行っている。	○	ミーティングで情報を共有し理解度を高め対応できるようにしている		

II 運営指針:育成支援に直接かかわる項目【=第3章、第5章に対応する項目】

区分		チェック項目	結果	コメント	
第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容	8 育成支援の内容	(1)育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。(子どもの人権に配慮し、児童クラブや支援員が信頼できる存在であることなど)	○	研修やミーティングで話し合うことにより理解できている
		(2)育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	△	育成支援の留意点は理解できている。研修や話し合いによりさらに支援の向上に努めていきたい
	9 障がいのある子どもへの対応	(1)障がいのある子どもの受入れの考え方	○障がいのある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○	障害のある子どもの受け入れは面談を可能な限り受け入れをしていく
		(2)障がいのある子どもの育成支援に当たっての留意点	○障がいのある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○	情報共有することにより留意点を理解し育成支援を行っている
	10 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1)児童虐待への対応	○児童虐待に加え、性暴力の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	ミーティングで情報を共有し注意深く見守っている
		(2)特別の支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	ミーティングで情報共有が必要に応じて関係機関と連携をし対応している
		(3)特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	書類関係を含め留意している
	11 保護者との連携	(1)保護者との連絡	○各種連絡手段を活用して、子どもの出席、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	○	連絡帳の使用やお便りを配布したり保護者と直接話すことが必要な場合は機会を作って対応している
		(2)保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	相談事があれば直接保護者の方と話す機会を設けている
		(3)保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	○	夏祭りは保護者会の役員の方や保護者の方が参加して下さっている
	12 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1)育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	お便り等を通して保護者へ伝達したり話し合いを重ねることでより良い職務が実施できるように心掛けている
		(2)運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	支援員と話し合うことでより良い方法で育成支援に必要な業務が実施できるようにしている

II 運営指針:育成支援に直接かかわる項目【=第3章、第5章に対応する項目】の続き

区分		チェック項目	結果	コメント
第5章 学校及び地域との関係	13 学校との連携	(1)学校との連携	○	学校施設を利用していただいたり学校の先生方の協力もあり連携が図られている
		(2)学校との連携におけるプライバシーの保護	○	取り決め通り行っている
	14 地域、関係機関との連携	○地域組織やこどもに関わる関係機関等との連携を図っている。	△	月に1回程度ボランティアさんから短歌を教えてもらっている
15 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	図工室をお借りして活動しているが留意事項を理解し行っている	

III 運営指針:育成支援(事業内容)を直接支える項目【=第6章2に対応する項目】

区分		チェック項目	結果	コメント
第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策	16 衛生管理及び安全対策	(1)衛生管理	○	受け入れ前の掃除や帰りの掃除の徹底、手洗い、消毒、おやつや食事マナーについてもしっかり行っている
		(2)事故やケガの防止と対応	○	遊びの内容や支援員配置に気を配りアレルギー対応の児童については情報を共有し複数で確認する等対応している
		(3)防災及び防犯対策	○	地震、火災、不審者対応について、対応方針を定め年3回の避難訓練を実施している
		(4)来所及び帰宅時の安全確保	○	登所、降所時にりんくにて保護者へ連絡がいく。その他気づいたことは掲示物を貼る等して対応している

IV 運営指針:最低基準(市の条例)に依拠する項目【=第4章、第6章1に対応する項目】

区分		チェック項目	結果	コメント	
第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策	17 施設及び設備	(1)施設	○	児童クラブとして専用区画を2部屋有している	
		(2)設備、備品等	○	基本的な物は一人一つずつあり、その他遊び道具等は予算等を考えた上で話し合って必要に応じて購入している	
第4章 放課後児童クラブの運営	18 職員体制	(1)職員配置	○	支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている	
		(2)育成支援の実施	○	行っている	
		(3)放課後児童支援員の雇用形態	○	放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している	
		(4)勤務時間	○	放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している	
	19 こども集団の規模(支援の単位)	○適切なこども数の規模の範囲(おおむね40人以下)で運営している。	○	密にならないように活動している	
	20 開所時間及び開所日	○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	運営基準に沿って適切に設定している	
	21 利用開始等に関する留意事項	○利用開始や退所に関する留意事項を理解し、適切に対応している。	○	適切に対応している	
	22 運営主体	(1)運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、こどもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	子どもの福祉について理解し運営している
		(2)運営上の留意事項	○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	留意事項を理解し運営している
	23 労働環境整備	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	○	労働環境を適切にしている	
24 適正な会計管理及び情報公開	(1)会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	保護者会役員に見直しを依頼し、適正な会計管理を行っている	
	(2)情報公開	○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	○	実行委員会及び、保護者会総会資料内にて情報公開をしている	

VI 運営指針:性暴力防止対策【=第3章、第6章、第7章に対応する項目】

第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策	25 性暴力対策	(1)職員啓発と啓発	○職員に対し、性暴力防止に関する研修や啓発を定期的に実施し、理解を深めている。	○	ミーティングで情報を共有し理解度を高め対応するようにしている
		(2)相談体制の整備	○性暴力発生時の相談窓口や対応マニュアルを整備し、職員に周知している。	○	ミーティングで情報を共有し理解度を高め対応するようにしている
			○保護者にも相談窓口や対応体制を周知し、安心して相談できる環境を提供している。	○	相談事があれば保護者の方と直接話す機会を設ける
第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容	26 性暴力対策	こどもへの教育・啓発	○こどもの発達段階に応じた性暴力防止教育を実施し、自分の権利を理解できるよう支援している。	△	定期的な性暴力防止教育をし理解を高めていきたい
第7章 職員の資質向上 職場倫理及び事業内容の向上	27 性暴力対策	職員のメンタルヘルスケア	○性暴力防止研修や相談支援を含めたメンタルヘルスケア体制を整備し、職員が安心して働ける環境づくりに努めている。	○	管理者へすぐ相談できる環境になっている